

助成金申請書類作成の手引き

令和3年度
充電設備導入促進事業（集合住宅）
太陽光発電システム及び蓄電池

<令和3年度受付期間>

令和3年7月28日から令和4年3月31日まで

（お問い合わせ先・申請書の提出先）

公益財団法人東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター

（愛称：クール・ネット東京）

〒163-0810

東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル14階

TEL：03-5990-5159

ホームページ：

<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/mansion-evcharge>

メールアドレス：cnt-juden@tokyokankyo.jp

受付時間：月曜日～金曜日（祝祭日及び年末年始を除く）

9：00～17：00（12時～13時は除く）

東京都地球温暖化防止活動推進センターとは

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第38条に規定され、地球温暖化防止活動の推進を図ることを目的とする一般財団法人の中から一つを、都道府県知事が指定するものです。東京都においては、財団法人東京都環境整備公社（現公益財団法人東京都環境公社）が平成20年2月4日に、東京都地球温暖化防止活動推進センターとしての指定を受け、同年4月1日に活動を開始しました。

《目次》

助成金を申請される皆様へ	1
1. 事業概要	2
1.1 目的（交付要綱第1条参照）	2
1.2 事業スキーム	2
1.3 申請種別	3
1.4 申請フロー	3
2. 助成内容	8
2.1 助成事業	8
2.2 助成対象者（交付要綱第2条、第3条参照）	8
2.3 助成対象設備及び助成対象経費（交付要綱第4条及び第5条参照）	9
2.4 助成金額（交付要綱第6条参照）	13
2.5 助成事業実施にあたっての注意事項	13
3. 助成金事業の流れ	17
3.1 交付申請（交付要綱第7条参照）	17
3.2 審査	18
3.3 交付決定（交付要綱第8条参照）	18
3.4 交付の条件（交付要綱第9条参照）	19
3.5 工事遅延等の報告（交付要綱第15条参照）	19
3.6 実績報告（交付要綱第17条参照）	20
3.7 助成金の額の確定（交付要綱第18条参照）	20
3.8 助成金の交付（交付要綱第19条参照）	20
3.9 期限についてのまとめ	20
4. その他	21
4.1 申請の撤回（交付要綱第10条参照）	21
4.2 助成事業の承継（交付要綱第11条参照）	21
4.3 事情変更による決定の取り消し等（交付要綱第12条参照）	21
4.4 事業計画の変更（交付要綱第13条参照）	21
4.5 事業者情報の変更（交付要綱第14条参照）	22
4.6 債権譲渡の禁止（交付要綱第16条参照）	22
4.7 交付決定の取消し（交付要綱第20条参照）	22
4.8 助成金の返還（交付要綱第21条参照）	23
4.9 違約加算金（交付要綱第22条参照）	23
4.10 延滞金（交付要綱第23条参照）	23
4.11 他の助成金等の一時停止（交付要綱第24条参照）	23
4.12 財産の管理及び処分の制限（交付要綱第25条参照）	23
4.13 助成事業の経理（交付要綱第26条参照）	24

4.14 調査等、指導・助言（交付要綱第 27 条参照）	25
4.15 個人情報等の取り扱い（交付要綱第 28 条参照）	25

助成金を申請される皆様へ

公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が実施する助成金交付事業については、東京都（以下「都」という。）の公的な資金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められています。公社としても、厳正な助成金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しても厳正に対処いたします。

「充電設備導入促進事業」に係る助成金を申請される方、交付が決定し助成金を受給される方におかれましては、以下の点について十分にご認識された上で、助成金の申請または受給を行っていただきますようお願いいたします。

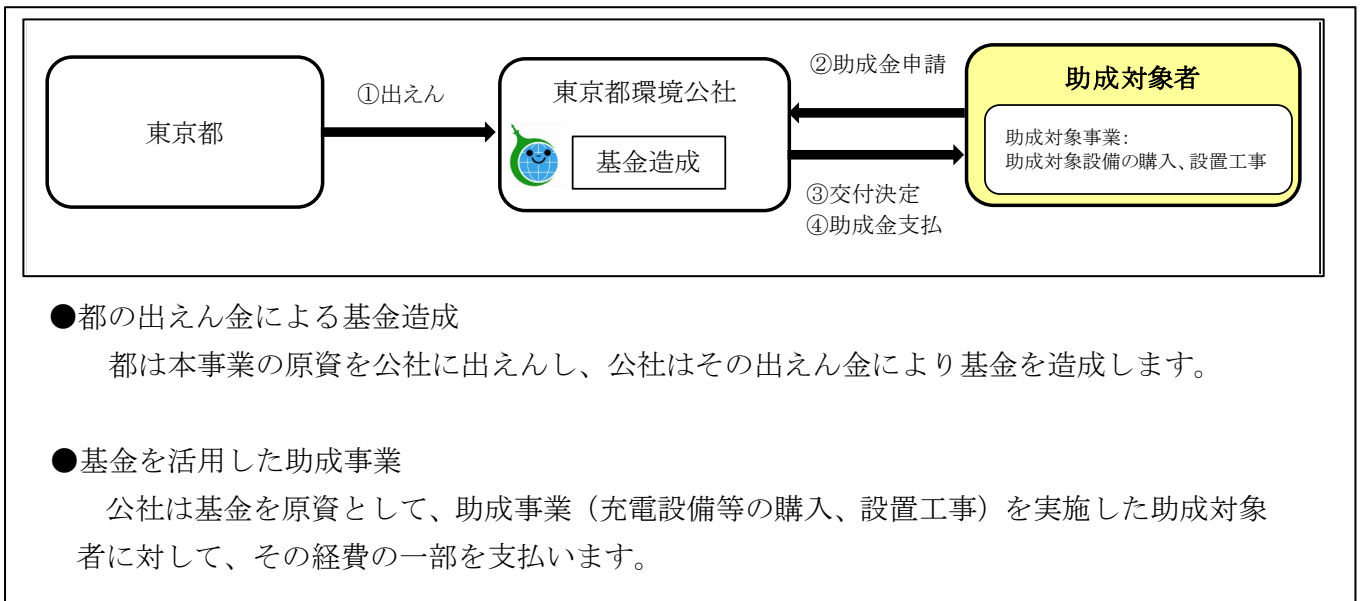
1. 本事業の実施については、「充電設備導入促進事業助成金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に基づいて行われます。
2. 助成金の申請者が公社に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記載があってはなりません。
3. 助成対象設備の設置に関し、安全面及び法規面については申請者が十分に確認し申請者の責任の下に設置してください。公社は、本助成金の交付対象として設置された設備について、本助成金の要件を満たしているか否かは審査いたしますが、安全面や法規面については何ら保証するものではありません。更に、設備の保有義務期間中に、設備や設備の設置に関し安全上や法規上の問題が発生し設備の撤去などが求められた場合は、公社は申請者に対して保有義務期間違反との理由で助成金の返還を求める場合があります。設備の設置に関し、申請者は設置する土地の使用権限を有していることを十分に確認し申請者の責任の下に設置してください。設備設置後に土地の使用権限がなく設備を撤去する場合には、公社は申請者に対して保有義務期間違反との理由で助成金の返還を求める場合があります。
4. 助成金で取得し、整備し、または効用の増加した財産（取得財産等）を、当該取得財産等の処分制限期間内に処分（助成金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供することをいう。）しようとするときは、あらかじめ処分内容等について公社の承認を受けなければなりません。また、その際に助成金の返還が発生する場合があります。なお、公社は、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
5. 公社は、申請者及び手続き代行者、その他の関係者が、偽りその他の手段により手続きを行った疑いがある場合は、必要に応じて調査等を実施し、不正行為が認められたときは、当該関係者に対し、相当の期間、助成金の交付決定の停止等の処分を行い、その名称及び不正の内容を公表します。
6. 前記事項に違反した場合は、公社からの助成金交付決定及びその他の権利を取り消します。また、公社から助成金が既に交付されている場合は、その金額に加算金（年率 10.95%）を加えて返還していただきます。

1. 事業概要

1.1 目的（交付要綱第1条参照）

充電設備導入促進事業（以下「本事業」という。）とは、自動車から排出される二酸化炭素の削減を図るため、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車の普及促進に向けて、充電設備の導入を促進します。あわせて、集合住宅において二酸化炭素を排出しない太陽光による再生可能エネルギーをその電源として活用していくことを目的とするものです。

1.2 事業スキーム



➤ 事業実施期間：令和4年度まで

※ 毎年度申請受付期間を設け、予算の範囲内で行います。

1.3 申請種別

「充電設備導入促進事業」は、「集合住宅」、「事務所・工場等」、「商業施設・宿泊施設等」の3種別に分かれます。本冊子は、「集合住宅」の「太陽光発電システム及び蓄電池」の手引きです。

		非公共用充電		公共用充電
		集合住宅	事務所・工場等	商業施設・宿泊施設等
助成対象者		充電設備の所有者		
充電種別		基礎充電	基礎充電	目的地充電
充電設備の使用用途		集合住宅の入居者または駐車場の契約者が使用	事務所・工場等で使用する社有車、従業員の通勤車に使用	一般開放
助成対象経費	充電設備購入費	○	○	○
	充電設備設置工事費	○	○	○
	受変電設備	○	○	○
	充電設備運営費	×	×	○
	太陽光発電システム及び蓄電池	○	×	×

※ 充電設備（V2H）の導入費（購入費及び設置工事費）の手引きは別冊に記載

1.4 申請フロー

「集合住宅」は、以下の場合で分類されます。

- ・ 充電設備（V2H）の設置について、経済産業省が実施するクリーンエネルギー自動車導入促進補助金（V2H 充放電設備補助金）（以下、「V2H 補助金」という。）及びその他の国の補助金（* 1）を併用する場合としない場合

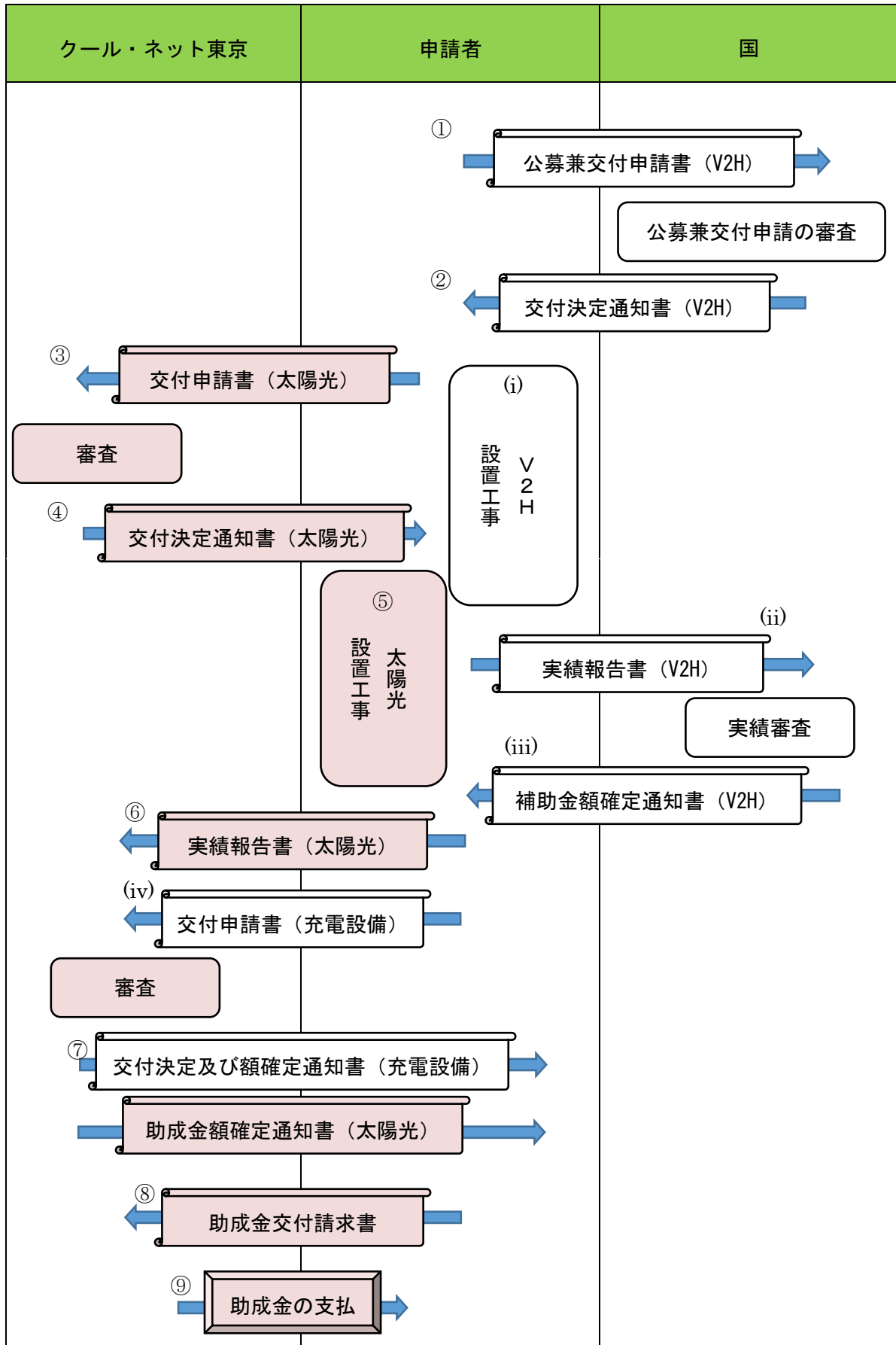
* 1：その他の国の補助金の例

- ・ 令和2年度第3次補正予算クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金
- ・ 令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

上記の分類により、申請の手順が異なりますので、ご注意ください。

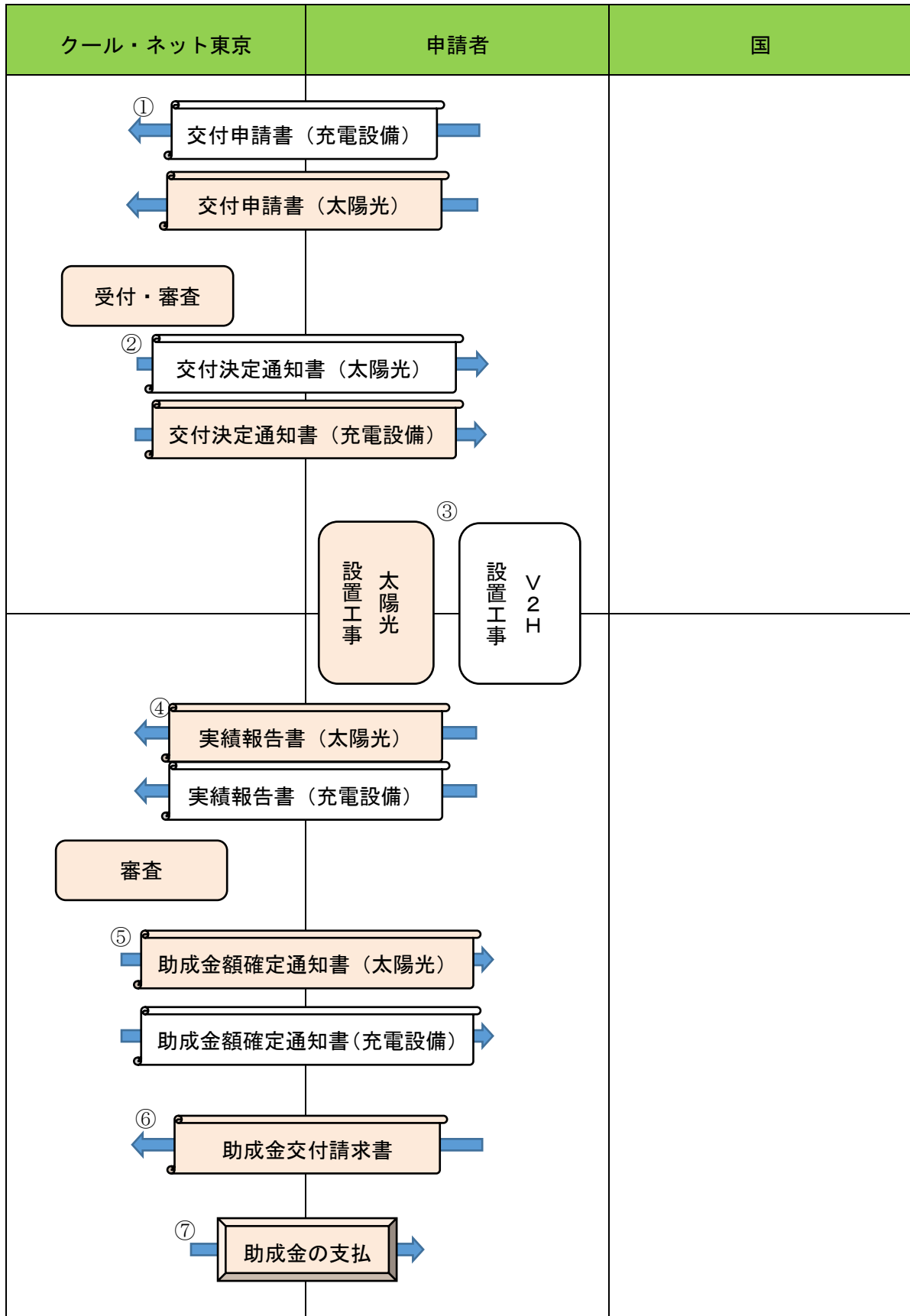
- (A) V2H の国補助金あり
- (B) V2H の国補助金なし

(A) V2Hの国補助金あり



- ① 最初に、国に公募兼交付申請書（V2H）を提出してください。
- ② 国の審査ののち、採択されると交付決定通知書（V2H）が送付されます。
.....
- ③ 公社に、交付申請書（太陽光）及び申請時チェックリスト別表第1に掲げる書類を提出してください。
（国の交付決定通知書（V2H）の写しを添付）
※ 国から交付決定通知書（V2H）受領後、速やかに申請してください。
- ④ 公社で交付申請書（太陽光）を審査し、交付決定通知書（太陽光）を送付します。
- ⑤ 太陽光の事業（発注、工事、支払）を行ってください。
- ⑥ 公社に、実績報告書（太陽光）及び実績報告時チェックリスト別表第3に掲げる書類を提出してください。
※ 太陽光の事業完了日から60日以内に提出してください。
※ 事業完了日とは、工事、系統連系、契約金支払の全てが終わった日です。
.....
- (i) 充電設備（V2H）の事業（発注、工事、支払）を行ってください。
- (ii) 国に実績報告書（V2H）を提出してください。
- (iii) 国の審査ののち、補助金額確定通知書（V2H）が送付されます。
- (iv) 公社に、交付申請書（充電設備）及び申請時チェックリスト別表第2に掲げる書類を提出してください。（国の補助金額確定通知書（V2H）の写しを添付）
※ 充電設備（V2H）の事業完了日から1年以内に行ってください。
※ 事業完了日とは、工事完了日または契約金支払完了日のいずれか遅い方の日です。
.....
- ※ ③～⑥と(i)～(iv)は、順序は問いませんので、並行して行ってください。
- ※ 充電設備（V2H）の事業と太陽光の事業を同日程で行うことは構いませんが、同日程で行うことを保証することはできません。
.....
- ⑦ 公社で交付申請書（充電設備）と実績報告書（太陽光）を審査し、交付決定及び確定通知書（充電設備）と助成金額確定通知書（太陽光）を送付します。
- ⑧ 助成金交付請求書を提出してください。
- ⑨ 公社より助成金を振り込みます。

(B) V2H の国補助金なし



- ① 公社に、交付申請書（充電設備）、交付申請書（太陽光）及び申請時チェックリスト別表第1に掲げる書類を提出してください。
- ② 公社で交付申請書（充電設備）と交付申請書（太陽光）を審査し、交付決定通知書（充電設備）と交付決定通知書（太陽光）を送付します。
- ③ 充電設備（V2H）と太陽光の事業（発注、工事、支払）を行ってください。
- ④ 公社に、実績報告書（充電設備）、実績報告書（太陽光）及び実績報告時チェックリスト別表第3に掲げる書類を提出してください。
※ それぞれの事業完了日から60日以内に提出してください。
※ 事業完了日とは、工事、（太陽光においては）系統連系、契約金支払の全てが終わった日です。
- ⑤ 公社で実績報告書（充電設備）と実績報告書（太陽光）を審査し、助成金額確定通知書（充電設備）と助成金額確定通知書（太陽光）を送付します。
- ⑥ 助成金交付請求書を提出してください。
- ⑦ 公社より助成金を振り込みます。

2. 助成内容

2.1 助成事業

助成事業は、以下の要件を全て満たすものとします。

- ・ 公社が定める要件に適合する太陽光発電システムを購入し、集合住宅に設置工事を行うこと。
- ・ V2H を同時に設置すること（既設は不可）。
 - ※ V2H を設置せずに太陽光発電システム及び蓄電池を設置しても、助成対象になりません。
 - ※ 設置する V2H は、V2H 補助金において、その事業を実施する一般社団法人次世代自動車振興センターが補助金の交付対象となる設備として承認した機種であること。
 - ※ 対象機種は、下記ウェブサイトから確認できます。なお、随時更新されます。
http://www.cev-pc.or.jp/hojo/pdf/r03/R3_v2h_meigaragotojougen.pdf
- ・ 太陽光発電システムで発電した電気を売電しないこと。
- ・ 太陽光発電システムで発電した電気及び蓄電システムで蓄電した電気は V2H または集合住宅の共用部において使用すること。
 - ※ 発電及び蓄電した電気を集合住宅の専有部で使用することは認められません。
 - ※ V2H で放電した電気を集合住宅の専有部で使用することは認められません。
- ・ 令和 5 年 1 月 31 日までの間に、設置工事・支払を完了し、実績報告書（第 12 号様式）の提出を行うこと。
- ・ 太陽光発電システム及び蓄電池の設置に関する国または都の他の助成金の交付を受けていないこと。

2.2 助成対象者（交付要綱第 2 条、第 3 条参照）

助成対象者は、以下に掲げる要件を全て満たす者とします。

（1）助成対象者

太陽光発電システム及び蓄電池を導入する次に掲げる者であること。

- ・ 法人（* 2）
- ・ 個人
- ・ 法人格のない管理組合

* 2：中小企業、大企業のいずれも助成対象者になります。

また、助成対象者の事業所等の所在地は、都内でなくても対象です。

（2）上記にかかわらず、次に掲げる者は、助成対象者とはなりません。

- ・ 国及び地方公共団体
- ・ 税金の滞納がある者
- ・ 刑事上の処分を受けている者
- ・ 東京都暴力団排除条例に規定する暴力団関係者等
- ・ その他、公的資金の交付先として社会通念上不適切である者

2.3 助成対象設備及び助成対象経費（交付要綱第4条及び第5条参照）

助成対象設備は、以下の要件に適合するものとします。

また、助成対象経費は、助成事業に要する経費のうち以下に掲げるものであり、公社が過剰と認める経費は助成対象外とします。

（1）太陽光発電システム及び蓄電池

太陽光発電システム及び蓄電池は、以下の要件に適合するものとします。

（i）太陽光発電システム及び蓄電池の設備購入費

- 以下の機器の購入費用であること。

① 太陽光発電システムの設備購入費		保証書の提出
太陽電池モジュール	JET 認証または海外認証を受けたものであること。	○
パワーコンディショナー（*3）	太陽光用パワーコンディショナー	○
その他	太陽電池架台	○
	分電盤	
	配線、配管	
	システム保護装置	配線用遮断器、漏電遮断器など
	その他	計測装置、モニター表示装置、監視システムなど

② 蓄電池の設備購入費		保証書の提出
蓄電池		○
パワーコンディショナー（*3）	蓄電池用パワーコンディショナー	○
その他	分電盤	
	配線、配管	
	システム保護装置	配線用遮断器、漏電遮断器など
	その他	計測装置、モニター表示装置、監視システムなど

- 新品であること。
 - ※ 購入した設備が新品であることは、実績報告時に提出していただく「助成対象設備の保証書」で確認します。
- 太陽電池モジュールは、以下のいずれかの認証を受けていること。
 - 一般財団法人電気安全環境研究所（JET）の JETPVm 認証（モジュール認証）
 - ※ 下記ウェブサイトから確認できます。なお、随時更新されます。
https://www.jet.or.jp/common/data/products/solar/JETPVm_list.pdf
 - 国際電気標準会議（IEC）の IEC61730-1 制度に加盟する海外認証機関による認証
 - ※ この場合においては、認証されていることがわかる資料を提出してください。

(ii) 太陽光発電システム及び蓄電池の設置工事費

- 以下の太陽光発電システム及び蓄電池の設置工事に要する費用であること。

① 太陽光発電システムの設置工事費		
設置工事		<ul style="list-style-type: none"> 太陽電池モジュール設置工事 太陽光用パワーコンディショナー設置工事（*3） 分電盤設置工事 など
搬入運搬費		
電気配線/配管工事		
試運転調整費		
その他	付帯工事	仮設費など
	設計費	システム検討設計費
	諸経費	現場管理費、共通仮設費

② 蓄電池の設置工事費		
設置工事		<ul style="list-style-type: none"> 蓄電池設置工事 蓄電池用パワーコンディショナー設置工事（*3） 分電盤設置工事 など
搬入運搬費		
電気配線/配管工事		
試運転調整費		
その他	付帯工事	仮設費など
	設計費	システム検討設計費
	諸経費	現場管理費、共通仮設費

*3：太陽光／蓄電池兼用のハイブリッドパワーコンディショナーを設置する場合は、当該設備の購入費及び設置工事費を2等分した金額を太陽光発電システムと蓄電池それぞれの助成対象経費とします。

パワーコンディショナー以外の太陽光／蓄電池兼用となる設備の購入費及び設置工事費についても同様の取扱いとします。

ただし、V2Hも制御できるトライブリッドパワーコンディショナーを設置する場合は、当該設備の購入費及び設置工事費を3等分した金額を太陽光発電システムと蓄電池それぞれの助成対象経費とし、V2Hに係る経費分は助成対象外です。

(2) 助成対象とならない主な経費

- 土地造成、整地、地盤改良工事に準じる基礎工事
- フェンス工事
- 既設構築物等の撤去費・移設・処分
- 植栽及び外構工事
- 自立運転用コンセントの設置に係る経費
- 防水シート工事

- ・ 一般管理費、間接的な経費
- ・ 客先協議費（マンション総会・理事会への同席等）
- ・ 消費税
- ・ 振込手数料
- ・ 助成金申請の代行手数料、コンサルタント料（図面作成費を除く。）
- ・ 交付決定日前に発注した機器または施工した工事の経費
- ・ 助成対象設備の導入に必要な最低限の範囲を超えると公社が判断した経費
- ・ 利益等排除により除外された経費
- ・ その他公社が助成対象外と認めた経費

(3) 利益等排除により除外された経費（次ページ参照）

<利益等排除について>

助成事業において、助成対象経費の中に助成対象者の自社または資本関係にある会社からの調達分（工事を含む）がある場合、利益等排除の対象とし、以下の方法により助成対象経費を算出します。

利益等排除の対象となる場合

- ① 自社からの調達の場合
- ② 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合
- ③ ②を除く関係会社（助成対象者との持株比率が20%以上100%未満）からの調達の場合

【①及び②に該当する場合】

調達品の原価（製造原価または工事原価）をもって助成対象経費とします。

→ **助成対象経費 = 原価（製造原価または工事原価）**

〔原価と証明できない場合〕

①の場合は、自社の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する総利益の割合（売上総利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって、市場流通価格から利益相当額の排除を行います。

②の場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における「売上総利益率」をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

→ **助成対象経費 = 市場流通価格または取引価格 × (1 - 自社または調達先の売上総利益率)**

【③に該当する場合】

調達品の原価（製造原価または工事原価）と調達品に対する経費等（販売費及び一般管理費）の合計を助成対象経費とします。

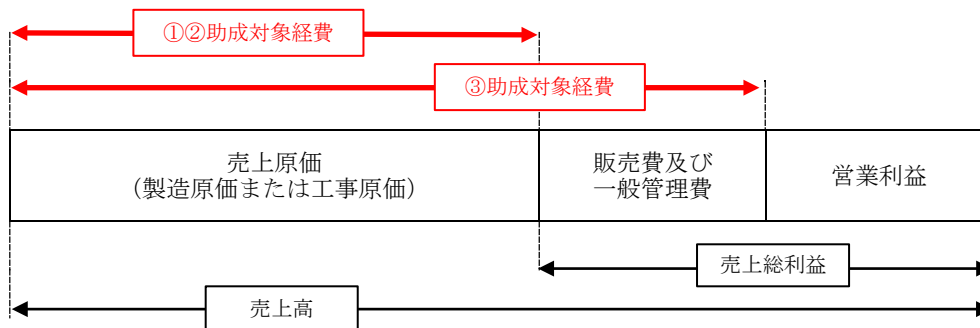
→ **助成対象経費 = 原価（製造原価または工事原価） + 経費等（販売費及び一般管理費）**

〔原価及び経費等を証明できない場合〕

調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（営業利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって、取引価格から利益相当額の排除を行います。

→ **助成対象経費 = 取引価格 × (1 - 調達先の営業利益率)**

助成対象経費のイメージ図



※上記内容の判定にあたっては、根拠となる決算報告書等の書類を提出していただきます。

⇒申請時チェックリスト別表第1-No18、実績報告時チェックリスト別表第3-No17

書類の提示がない場合は、利益等排除部分以外も助成対象外となる場合がありますので、ご注意ください。

2.4 助成金額（交付要綱第6条参照）

（1）太陽光発電システム及び蓄電池の設備購入費及び設置工事費

助成金額は、下記①と②の合計金額の1,000万円を上限とします。

① 太陽光発電システムに係る助成対象経費

太陽光発電システムの助成対象設備購入費及び助成対象設置工事費の金額とし、太陽電池の定格総出力（kW）に1kW当たり30万円を乗じた金額を上限とします。

② 蓄電池に係る助成対象経費

蓄電池の助成対象設備購入費及び助成対象設置工事費の金額とし、蓄電池の定格容量（kWh）に1kWh当たり20万円を乗じた金額を上限とします。

※ 太陽電池の定格総出力（kW）及び蓄電池の定格容量（kWh）は整数とし、小数点以下は切り捨てるものとします。

（2）その他全般に関わる事項

上記（1）の金額において、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとします。

公社の助成金交付額決定後、計画の変更などにより助成対象経費が増額になった場合においても、交付決定額以上の助成は行いません。

2.5 助成事業実施にあたっての注意事項

（1）リース契約の場合

- ・ リース使用者が助成金の利益を受けられるよう、リース料金から助成金相当分を減額してください。ここでいう助成金には、本事業以外のものも含まれます。
- ・ リース契約に関する必要書類を提出してください。
 - 申請時チェックリスト別表第1-No16、実績報告時チェックリスト別表第3-No16
- ・ リース契約期間が処分制限期間に満たない場合は、リース契約満了後に再リースか買取りをする必要があります。（処分制限期間については、4.12 財産の管理及び処分の制限を参照）

【リース契約とは】

本事業におけるリース契約とは、以下の要件に該当するものをいいます。

- ・ 助成対象設備の所有者であるリース事業者が、当該設備のリース使用者に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該設備を使用収益する権利を与え、リース使用者は、当事者間で合意した当該設備の使用料をリース事業者を支払う契約であること。
- ・ リース期間中に当事者の一方または双方がいつでも当該契約の解除をすることができるものでないこと。
- ・ リース使用者が、当該契約に基づき使用する物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ当該リース物件の使用に伴って生じる費用を実質的に負担すべきこととされているものであること。

（2）手続き代行について

申請者は、本事業に係る公社への申請について、施工会社等に手続きの代行を依頼することができます。

- ・ 手続き代行を行う場合は、助成金交付申請書に代行者の情報を記載してください。
- ・ 充電設備（V2H）に係る交付申請と、太陽光発電システム及び蓄電池に係る交付申請において、別々の代行者を置くことは差し支えありません。
- ・ 手続き代行者による申請手続きに関する経費は助成対象外です。
- ・ 施工会社や申請者との太陽光発電システム及び蓄電池のレイアウト協議費は助成対象ですが、それ以外のマンション総会への参加に係る人件費等は助成対象外です。
- ・ 手続き代行者は、依頼された手続きについて誠意をもって実施してください。
- ・ 手続き代行者が本助成金の規定に従って手続きを遂行していない場合、公社は手続き代行者に対し、代行の停止を求めることができます。

（3）配電について

- ・ 太陽光発電システムで発電した電気及び蓄電池に蓄電した電気を V2H または集合住宅の共用部にのみ使用することを要件とします。専有部での使用はできません。ただし、共用部に配電する部分と専有部に配電する部分を明確に分ける形で太陽光発電システム及び蓄電池を設置し、共用部に配電する部分のみを申請することはできません。
- ・ V2H への電力供給として、太陽光発電システムと同時に系統電力を使用することも可能です。
- ・ 太陽光発電システムを設置し蓄電池を設置しない場合も、太陽光発電システムは助成対象になります。ただし、太陽光発電システムを設置せずに蓄電池を設置する場合は、蓄電池は助成対象になりません。
- ・ 蓄電池について、災害対応（BCP）のための蓄電を行うような設定をすることは構いませんが、専有部に配電しないことが条件になります。

（4）電力契約について

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）」第 9 条に基づく認定を受けることは認められません。（固定価格買取制度によって電気を売ることは認められません。）また、固定価格買取制度によらずに電気を売ることも認められません。実績報告時に、「電力会社への系統連系協議依頼票及び電力会社からの回答書（売電してないことが明記されていること）」の提出が必要です。

（5）契約について

助成対象外部分の工事と助成対象部分の工事を一括で契約する場合は、それぞれの実施内容及び金額等が明確に判別できるようにしてください。（助成対象部分が明確に判別できない場合、助成対象経費として認められない場合があります。）

(6) 経費の支払方法について

助成対象経費の支払いは、以下の方法を認めます。

- ・ 現金 ・ 銀行振込 ・ 小切手 ・ 手形

※ 小切手及び手形の場合は、決済時点で支払完了（事業完了）とみなします。実績報告時に、当座勘定照合表または通帳のコピーを提出してください。

以下の支払い方法は認めません。

- ・ 割賦販売 ・ ローン契約 ・ クレジットカード（分割払い）
- ・ 相殺 ・ ファクタリング（債権譲渡） ・ その他

(7) 他の補助金との併用について

太陽光発電システム及び蓄電池の設置に関する国または都の他の助成金との併用はできません。

(8) 安全性の確保及び法規面の遵守について

設備の設置に関し、安全面及び法規面については申請者が十分に確認し、申請者の責任の下に設置してください。

- ・ 系統連系する電力会社の要求する「系統連系に係る設備設計」に従い、設備の設計及び設置をしてください。
- ・ 近年、風水害等によって助成対象設備の破損や使用不能等のリスクが高くなっています。助成対象設備の設置やそれに伴う工事は、安全性を最大限確保してください。
- ・ 電気工事における内線規程は、電力会社が電力供給にあたって、需要施設における電気工事を審査・検査等するための判定基準として用いられるものです。助成対象設備設置の際は、この基準を満たす設計、施工をしてください。
- ・ 以下に主な内線規程を示します。

■許容電圧降下

多くの電力を使用する設備では、電力線の電圧降下は、無駄な電力消費となり、電気料金の増加となるため、以下の基準の遵守が求められます。

引込線取付点から最遠端の負荷 に至る間の電線こう長 (※変圧器から供給する場合は、供給変圧器から最遠端の負荷に至る間の電線こう長)	許容電圧降下（内線規程）	
	電気事業者から低圧で電気の供給を受ける場合	電気使用場所内に設けた変圧器から供給を受ける場合 ※
60m 以下 幹線	2%以下	3%以下
60m 以下 分岐回路		2%以下
120m 以下	4%以下	5%以下
200m 以下	5%以下	6%以下
200m 超過	6%以下	7%以下

電圧降下計算式の例（内線規程記載の簡略計算式）

単相 2 線式の線間電圧降下 $e = 35.6 \times L \times I / (1000 \times A)$

e:電圧降下(V)

I:負荷電流(A)

L:電線のこう長(m)

A:使用電線の銅導体断面積(mm²)

■接地線断面積

接地線断面積は、過電流遮断器定格電流値により、内線規程に示す断面積以上のものを選定してください。

A：接地線断面積（mm²）

In：過電流遮断器定格電流（アンペア）

内線規程に示す接地線断面積の式 $A = 0.521 \times I_n$

これを満足する接地線の標準サイズは以下のとおりです。

過電流遮断器定格電流値	満足する接地線の標準サイズ（銅）	
20A 以下	直径 1.6mm 以上	断面積 2mm ² 以上
30A	直径 1.6mm 以上	断面積 2mm ² 以上
40A	直径 2mm 以上	断面積 3.5mm ² 以上
50A	直径 2mm 以上	断面積 3.5mm ² 以上

■過電流遮断器の施設位置（低圧幹線を分岐する場合）

幹線のより分岐する場合は分岐点より原則 3m 以内に配線用遮断器を設置してください。ただし、次のいずれかに該当する場合には、3m を超える箇所に設置できます。

分岐回路許容電流が幹線許容電流の 35% 以上の場合 3m < 長さ ≤ 8m

分岐回路許容電流が幹線許容電流の 55% 以上の場合 8m < 長さ

■電線の許容電流

流れる最大負荷電流よりも、許容電流が大きな導体サイズを選定してください。電線管に電線を収容した場合、放熱性能の低下により許容電流が低くなりますので、電線管の電流減少係数を考慮してください。

- ・ 設備メーカーの施工要領書等に記載されている施工方法にて施工を行ってください。工事は、「メーカーの施工ルール」と「工事会社の施工技術」の両方が揃って初めて安心と言えます。

3. 助成金事業の流れ

3.1 交付申請（交付要綱第7条参照）

助成事業の計画をまとめた上で、助成事業（発注、工事、支払）を行う前に、助成金交付申請書（第1号様式）、誓約書（第2号様式）、事業実施計画書（第3号様式）及び申請時チェックリスト別表第1に掲げる書類を提出してください。

（1）申請書類作成

申請書類の様式は、公社ホームページからダウンロードしてください。

<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/mansion-evcharge>

（2）助成金交付申請書 受付期間

本事業は、令和4年度まで実施しますが、助成金交付申請書の受付は年度ごとに期間を設けて行います。

令和3年度助成金交付申請書 受付期限：令和4年3月31日（木）17：00 必着

※ 上記期間に提出された交付申請書は、先着順に受理し、審査を行います。

※ 受理した申請の交付額の合計が、公社の予算の範囲を超えた日（予算超過日）をもって、申請の受理を停止します。

（3）提出先

書類の提出は、メールまたは下記住所への郵送にてお願いいたします。

◇申請書の送付先

【メール送信の場合】

cnt-juden@tokyokankyo.jp

クール・ネット東京 都市エネ促進チーム 充電設備助成金担当係 宛

【郵送の場合】

〒163-0810

東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル 14階

公益財団法人 東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター（愛称：クール・ネット東京）

都市エネ促進チーム 充電設備助成金担当係 宛

【メール送信の場合】

- ・ 電子メールでの提出の場合、別途受信確認メールをお送りいたします。
- ・ 複数の申請を送信する場合は、必ず1申請ごとにメールを分けて送信してください。
- ・ メールの件名に「充電設備導入促進事業 申請書提出」と記載してください。
- ・ 提出するファイルの形式及びデータ容量等は、別に定める申請書類チェックリストに

従って提出してください。

【郵送の場合】

- ・ 提出書類は、A4 用紙または A3 用紙折りたたみで、片面印刷でお願いします。
※ 見取り図、平面図、電気系統図、配線ルート図はカラーA3 用紙での提出をお願いいたします。
- ・ 原則として、申請書類の到着に関する問い合わせに個別に回答することは出来かねます。到着の確認を希望される場合は、到着まで追跡可能な方法で郵送していただき、ご自身で申請書類の到着の確認をお願いいたします。
- ・ 申請書類に関するデータは上記のメールアドレスへの送信または CD-R による郵送での提出でお願いします。
- ・ 複数の申請書を同時に郵送する場合は、1 通の封筒にまとめても構いませんが、必ず内封筒やクリアファイル等で、1 申請書ごとに書類を分けて入れてください。
- ・ 充電設備（V2H）の申請書類と太陽光発電システム及び蓄電池の申請書類を同一の封筒で提出する場合は、クリアファイル等で仕分けをし、それぞれの申請書類の区別がつくようにしてください。
- ・ 郵送の際は、上記を参考にして、必ず封筒の表面に「**充電設備導入促進事業 助成金交付申請書類在中**」と赤字で記入してください。

3.2 審査

- ・ 審査の過程で、現地確認・調査及び面接（ヒアリング）を行う場合がありますので、その際は、ご協力をお願いいたします。
- ・ 審査中の途中経過に関するお問い合わせには、応じかねます。ご了承ください。
- ・ 審査料等は徴収しませんが、申請書類作成等に係わる経費及び提出に係わる通信料または送料は、各自ご負担ください。
- ・ 提出された申請書類は原則として返却しません。手元に控えを 1 部ご用意ください。
- ・ 交付決定後、助成対象者の都合で辞退する場合は、次回以降の応募を制限することがあります。
- ・ 公社職員への働きかけ・陳情等により、公正中立性が確保されないと判断した場合は、審査対象から除外します。

3.3 交付決定（交付要綱第 8 条参照）

（1）交付決定通知

公社は申請された事業について審査を行い、予算の範囲内で交付を決定します。

審査の結果、助成金の交付を決定した事業については、交付要綱の規定に基づき、事前申請の場合は「助成金交付決定通知書」（第 4-1 号様式）を、事後申請の場合は「助成金交付決定及び額確定通知書」（第 4-2 号様式）を送付します。また、助成金の不交付を決定した事業については、「助成金不交付決定通知書」（第 5 号様式）を送付します。

- ・ 助成金交付決定通知書に記載された助成金額は、助成限度額を明示するものであり、実際にお支払いする助成金額を約束するものではありません。助成事業完了後、実績報告の提出を受けた後に、公社からの通知により助成金額が確定します。なお、実際に助成事業に要した経費が交付決定額を超えた場合であっても、当初決定し、公社が通知した助成金額を超えてお支払いすることはできません。
- ・ 助成事業の計画変更について申請を行い、これが認められた場合は、変更後の額を交付決定額とします。（ただし、交付決定額を超える変更は認められません。）
- ・ 交付決定日以前に、発注・工事を行った場合は、助成金交付の対象となりません。

（２）交付決定通知書の確認

公社より送付された「助成金交付決定通知書」（第 4-1 号様式）または「助成金交付決定及び確定通知書」（第 4-2 号様式）の内容をご確認ください。記載された内容等に異議が生じた場合は、申請の撤回をすることができます。

- ・ 助成金交付決定通知書は、大切に保管してください。（以下同様に、公社からの文書及び関係書類は、処分制限期間内は保管してください。）
- ・ 処分制限期間とは…4.12 財産の管理及び処分の制限参照

3.4 交付の条件（交付要綱第 9 条参照）

助成金の交付決定にあたっては、助成金の交付の目的を達成するため、本助成金の交付決定の通知を受ける助成対象者に対し、次に掲げる条件を付するものとします。

- ・ 交付要綱並びに本助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって助成事業により取得し、または効用の増加した財産を管理するとともに、本助成金の交付の目的に従って、その効率的な運用を図ること。
- ・ 公社が交付要綱第 20 条第 1 項の規定により本助成金の交付決定の全部または一部を取り消した場合は、これに従うこと。
- ・ 公社が交付要綱第 21 条第 1 項の規定により本助成金の交付決定の全部または一部の返還を請求した場合は、公社が指定する期日までに返還するとともに、同第 22 条第 1 項の規定に基づき違約加算金を併せて納付すること。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、同第 23 条第 1 項の規定に基づき延滞金を納付すること。
- ・ 公社が助成事業の適正な執行に必要な範囲において報告を求め、または現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応じること。
- ・ 助成対象者は、上記の各項のほか、実施要綱及び交付要綱の規定を遵守しなければならない。

3.5 工事遅延等の報告（交付要綱第 15 条参照）

助成対象者は、助成金交付申請書（第 1 号様式）または助成事業計画変更申請書（第 9 号様式）の内容に従って工事等を進捗させなければなりません。

助成対象者は、やむを得ない理由により工事を予定の期間内に完了することができないと

見込まれるときは、速やかに工事遅延等報告書（第 11 号様式）を公社に提出しなければなりません。

公社は、工事遅延等報告書（第 11 号様式）の提出を受けた場合は、その内容を審査し、助言其の他必要かつ適切な措置を講ずるものとします。

3.6 実績報告（交付要綱第 17 条参照）

助成事業の完了日（工事、系統連系、経費支払の全てが終わった日）から **60 日以内**に、「実績報告書」（第 12 号様式）及び実績報告時チェックリスト別表第 3 に掲げる書類を公社に提出してください。

※ 事業完了の遅延が見込まれる場合や申請時から事業計画変更のある場合は、速やかに公社へ報告してください。

3.7 助成金の額の確定（交付要綱第 18 条参照）

公社は実績報告書の提出を受けた後に、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査・面接（ヒアリング）等により、助成事業の内容が交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、その旨を「助成金確定通知書」（第 13 号様式）により通知します。

- ・ 申請どおりに設備が設置されていない場合は、助成金の支払いは行いません。
- ・ 助成金の額が確定した後であっても、「4.7 交付決定の取消し」の要件に該当した場合は、助成金の交付決定が取り消されることがあります。

3.8 助成金の交付（交付要綱第 19 条参照）

助成対象者は、「助成金確定通知書」（第 13 号様式）を受領した後に「助成金交付請求書」（第 14 号様式）を公社に提出してください。

3.9 期限についてのまとめ

本事業における書類提出、事業開始、事業完了、助成金の請求等は、全て年度をまたいでも構いません。

（1）交付申請の提出期限

令和 3 年度の提出期限：令和 4 年 3 月 31 日

（2）実績報告の提出期限

①事業完了日から 60 日以内に提出。

（事業完了日とは、工事、系統連系、経費支払の全てが終わった日です。）

②事業終了に伴う最終締切：令和 5 年 1 月 31 日

4. その他

4.1 申請の撤回（交付要綱第 10 条参照）

助成対象者は、交付決定の内容またはこれに付された条件に対し、異議がある等、やむを得ない事由がある場合は、助成金交付決定通知を受領した日から 14 日以内に「助成金交付申請撤回届出書」（第 6 号様式）を提出することで、助成金の交付申請を撤回することができます。

4.2 助成事業の承継（交付要綱第 11 条参照）

相続、法人の合併、分割により、助成対象者の地位の承継が行われた場合、助成事業を承継する者（以下「承継者」という。）は、速やかに「助成事業承継承認申請書」（第 7 号様式）を公社に提出してください。

公社は承継の内容を確認し、承認または不承認について、承継者宛に「助成事業承継（承認・不承認）通知書」（第 8 号様式）を送付します。

4.3 事情変更による決定の取消し等（交付要綱第 12 条参照）

助成金の交付決定後、天災地変その他事情の変更により、助成事業の全部または一部を実施する必要がなくなった場合には、公社は助成金の交付決定の全部または一部を取消し、またはその他の内容若しくはこれに付した条件を変更することができるものとします。

4.4 事業計画の変更（交付要綱第 13 条参照）

助成対象者は、助成事業の実施中あるいは実施前に、事業の内容について次のような変更の可能性が生じる場合は、あらかじめ「助成事業計画変更申請書」（第 9 号様式）を公社に提出してください。なお、交付決定額を超える変更は認められません。

- ・ 助成事業の内容を変更（廃止も含む）するとき。（ただし、助成対象者や交付の条件等を満たさなくなる変更は認められません。）
- ※ 助成事業の実施体制を変更する場合も、助成事業の内容変更に該当します。
- ※ 変更申請に当たり、変更となった部分がわかる資料を添付してください。
- ※ 事業計画の変更の承認には時間を要することがあり、結果的に工事期間の延長に繋がる可能性があります。十分に検討したうえで交付申請してください。
- ※ 軽微な変更については、変更申請書の提出は必要ありませんが、事前に公社へご相談ください。

<助成事業の内容の変更例>

- ・ 太陽光モジュール、パワーコンディショナー、蓄電池の型番や導入数を変更する場合
- ・ 太陽電池架台や配管等の大幅な見直し

<軽微な変更の例>

- ・ 助成対象経費の費目ごとに配分された額を変更しようとする場合で、各配分額のいずれか低い額の10%以内で変更する場合

公社は変更が妥当であると認めた場合は、必要に応じ条件を付して、その旨を助成対象者へ通知します。

4.5 事業者情報の変更（交付要綱第14条参照）

助成対象者は、次の情報を変更した場合は、速やかに「事業者情報の変更届出書」（第10号様式）を公社に提出してください。

申請者の種別	事業者情報の変更内容
個人	氏名、住所等
法人等	名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地等

4.6 債権譲渡の禁止（交付要綱第16条参照）

助成対象者は、交付決定によって生じる権利の全部または一部を第三者に譲渡し、または承継することは原則として認められません。ただし、事前に公社の承認を得た場合は、この限りではありません。

4.7 交付決定の取消し（交付要綱第20条参照）

助成対象者が次のいずれかに該当する場合は、助成金交付決定の全部または一部の取消しを受けることがあります。取消しを行った場合は、速やかに当該助成対象者に通知します。

- ・ 虚偽申請等不正事由が発覚したとき。
- ・ 交付決定の内容または目的に反して本助成金を使用したとき。
- ・ 本事業に係る公社の指示に従わなかったとき。
- ・ 交付決定を受けた者（法人その他の団体の代表者、役員または使用人その他の従業者若しくは構成を含む。）が暴力団員等または暴力団に該当するに至ったとき。
- ・ その他本助成金の交付の決定の内容またはこれに付した条件その他法令・条例または交付要綱の規定に違反したとき。

<取消しの具体例>

- ・ 要件を満たさない仕様の設備を設置した場合
- ・ 処分制限期間内に太陽光発電システムが固定価格買取制度の認定を受けた場合
- ・ 交付決定日前に、発注、工事または支払を行っていた場合
- ・ 他の都の助成金（同一助成対象経費の場合）等との重複受給が判明した場合
- ・ 本手引き及び交付要綱に明記されている、事業に必要な提出書類が提出されない場合

4.8 助成金の返還（交付要綱第 21 条参照）

助成対象者による事業内容の虚偽申請その他違反が判明した場合、以下の措置が講じられることがあります。

- ・ 交付決定の取消し、助成金等の返還及び違約加算金の納付
- ・ 助成対象者等の名称及び不正内容の公表

なお、公社が交付決定の取消しを行った場合において、既に交付された助成金があるときは、助成対象者は、助成金の全部または一部を公社に返還しなければなりません。

また、助成対象者は、公社から助成金返還請求を受け、助成金の返還を行った場合には、「助成金返還報告書」（第 15 号様式）」により、公社へ報告する必要があります。

4.9 違約加算金（交付要綱第 22 条参照）

- ・ 「4.7 交付決定の取消し」により助成金交付決定の全部または一部取消しとなった場合において、公社は、助成対象者に対し、助成金を受領した日から納付の日までの日数（公社の事務処理に係る期間として公社が認める日数を除く。）に応じて、返還すべき額につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した違約加算金を請求します。
- ・ 助成対象者は、上記による違約加算金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければなりません。

4.10 延滞金（交付要綱第 23 条参照）

- ・ 助成対象者が公社の返還請求に応じず、公社が指定する期限までに返還金額（違約加算金がある場合には違約加算金を含む。）を納付しなかったときは、公社は助成対象者に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を請求します。
- ・ 助成対象者は、上記による延滞金の納付の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければなりません。

4.11 他の助成金等の一時停止（交付要綱第 24 条参照）

公社は、助成対象者に対し、助成金の返還を請求し、助成対象者が当該助成金、違約加算金または遅延金の全部または一部を納付しない場合において、同種の事務または事業について交付すべき助成金その他の給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、または当該給付金と未納付額とを相殺します。

4.12 財産の管理及び処分の制限（交付要綱第 25 条参照）

助成対象者は、取得財産等の管理及び処分に関して、以下の事項を守らなければなりません。処分とは、取得財産等を本助成金の交付の目的以外に使用すること、他の者に貸し付け

若しくは譲り渡すこと、他の物件と交換すること、債務の担保の用に供すること、または廃棄することをいいます。以下のケースは、全て処分に該当します。

- ・ 本助成金の対象となった太陽光発電システム及び蓄電池を、廃棄、売却する。
- ・ 賃貸アパートの家主が助成金を受領し、その後アパートを売却し、新しい所有者が引き続き太陽光発電システム及び蓄電池を維持管理する。
- ・ 個別の入居者が助成金を受領し、その後引っ越して、太陽光発電システム及び蓄電池を転居先の集合住宅等に移設して使う。
- ・ 個別の入居者が助成金を受領し、その後引っ越して、太陽光発電システム及び蓄電池を残置していく（管理組合や新しい入居人に譲渡する）。
- ・ 取得財産等については、処分制限期間において、善良な管理者の注意を持って管理し、本助成金の交付の目的に従って、効率的運用を行ってください。本事業における処分制限期間は、以下のとおりです。

太陽光発電システム	9年
蓄電池	6年

- ・ 取得財産等を法定耐用年数の期間内に処分をしようとする場合は、あらかじめ「財産処分承認申請書」（第16号様式）を公社に提出し、承認を受けなければなりません。
- ・ 取得財産等の処分について承認を受け、処分しようとする場合は、「助成金等交付財産の財産処分承認基準（平成26年4月1日26都環公総地第6号）」第3-2に定める方法により算出した額（以下「算出金」という。）を公社が請求します。助成対象者は、公社から請求を受けたときは、これを公社に納付しなければなりません。計算方法は以下のとおりです。

$$\text{返還額} = \text{助成額} \times \left(1 - \frac{\text{経過期間}}{\text{処分制限期間}} \right)$$

- ・ 経過期間は、供用開始日からの月数で計算します。たとえば、10日に供用開始した場合、翌月10日までは1ヶ月目、翌月11日からは2ヶ月目となります。処分制限期間も、月数（太陽光発電システム108月、蓄電池72月）で計算します。
- ・ 公社は、助成対象者から算出金が納付され処分を承認したときは、速やかに「財産処分承認書」（第17号様式）を、助成対象者へ通知します。
- ・ 処分制限期間を経過した後は、取得財産等の処分について公社の承認を受ける必要はありません。また、助成事業に対する諸条件も全て解除されます。（入居者以外の使用を認めない、専有部への配電を認めない、売電を認めない等）

4.13 助成事業の経理（交付要綱第26条参照）

- ・ 助成事業の経理について、助成対象者は、助成事業以外の経理と明確に区分した上で、帳簿や支出の根拠となる証拠書類を揃えておく必要があります。
- ・ 助成対象者は、上記の帳簿や根拠書類について、公社が本助成金の交付決定をした日の属

する公社の会計年度終了の日から、4.12に記載した処分制限期間を超過するまでの期間、保存しておかなければなりません。

4.14 調査等、指導・助言（交付要綱第27条参照）

- ・ 公社は、本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、助成対象者に対し、本事業に関する報告を求め、助成対象者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し、または関係者に質問を行いますので、助成対象者は、これに協力しなければなりません。
- ・ 本事業で設置した助成対象設備について、助成対象者が適切かつ効率的な運用を行っていない場合、公社は、助成対象者に対し必要な指導及び助言を行います。なお、助成対象者がこれに従わないときは、助成金交付決定の取り消しまたは助成金の返還請求を行う場合があります。

4.15 個人情報等の取り扱い（交付要綱第28条参照）

- ・ 公社は、本事業の実施に関して知り得た助成対象者等に係る個人情報及び企業活動上の情報（以下「個人情報等」という。）については、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、都に提供させていただくほか、国及び他の地方公共団体が行う助成金等の交付事業に関わる目的にのみ使用いたします。
- ・ 公社は、助成金の交付額の算定その他本事業の目的を達成するために必要な範囲において、助成対象者等が都及び国等から交付される助成金その他の給付金の額に係る情報を都、国及び他の地方公共団体等と協議の上、当該都、国及び他の地方公共団体等から収集させていただく場合があります。
- ・ 上記及び法令に定められた場合を除き、公社は、本事業の実施に関して知り得た助成対象者等の個人情報等について、本人の承諾なしに、第三者に提供し、または第三者から収集することはありません。

<東京都の他事業のご案内>

(1) マンションの充電設備導入に関する相談（設置工事の内容、利用料の徴収方法、管理規約の改正等）

- ・マンションアドバイザー派遣制度

<http://www.tokyo-machidukuri.or.jp/machi/kanri-adviser.html>

(2) 電気自動車等の助成金

- ・電気自動車等の普及促進事業（EV・PHV 車両）

<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/ev.html>

- ・電動バイクの普及促進事業

https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/re_evbike.html

- ・電気自動車等の普及促進事業（外部給電器）

<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/ev-feed.html>

充電設備導入促進事業（集合住宅）
助成金申請書類作成の手引き
太陽光発電システム及び蓄電池

□発行・編集 令和3年7月

公益財団法人東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター
（愛称：クール・ネット東京）
〒163-0810
東京都新宿区西新宿 2-4-1
新宿 NSビル 14階